

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年11月30日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第120号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「30万7,900円」を「30万6,900円」に改め、同項第2号中「5万200円」を「5万円」に改める。

第9条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

目次	ページ
条 例	
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………(人事課)	1
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………(教育庁給与課)	8
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………(教育庁給与課)	11
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………(警察本部警務課)	11

条 例

別表第1 (第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	120,200	170,200	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	3	123,900	176,800	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	4	127,700	183,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	5	127,700	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	6	131,500	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	7	134,000	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	8	138,400	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	9	142,800	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	10	148,000	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	11	153,800	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	12	159,700	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	13	166,000	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	14	170,600	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	15	174,000	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	16	177,000	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700

員以外 の職員	16	179,700	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	17	182,200	239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	18	184,200	242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	19	186,200	244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20	187,800		293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900	429,200				
	24			301,100	354,100	375,300	415,300	432,700				
	25			303,000	356,500	377,800		436,200				
	26			304,800	358,700	380,400		439,700				
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
	32			316,200								
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外		円	円	円	円	円
	1	—	—	249,600	299,800	327,300
	2	136,400	213,700	258,300	313,200	338,500
	3	140,400	222,000	267,300	325,900	349,700
	4	145,400	230,500	277,300	336,900	360,800
	5	151,200	238,100	290,700	348,000	371,900
	6	160,900	245,700	304,000	359,000	382,700
	7	170,200	253,100	316,600	370,000	396,400
	8	179,600	260,000	325,000	380,800	410,000
	9	189,300	267,600	333,400	391,400	423,100
	10	199,500	274,800	341,700	402,000	432,300
	11	210,100	281,800	349,400	412,500	440,900
	12	216,400	287,800	356,900	420,800	449,200
	13	222,500	293,500	364,200	427,600	457,200
	14	227,000	299,200	371,000	434,300	463,600
	15	230,600	303,700	377,800	440,900	468,500

職員	16	234,300	308,200	384,100	445,200	472,500
	17	237,900	312,400	390,000	448,300	476,300
	18	241,700	315,400	392,900	451,600	480,000
	19	244,900	318,300	395,800	455,000	483,800
	20	248,100		398,300	458,300	487,400
	21	251,300		401,200	461,700	491,000
	22	254,400		403,900	465,100	494,600
	23	256,200		406,800	468,400	498,300
	24			409,600	471,700	
	25			412,500	475,200	
	26			415,600		
	27			418,500		
	28			421,400		
再任用職員		219,600	249,800	288,300	339,900	365,900

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 4 条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	—	251,900	284,800	364,700
	2	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	287,100	367,700	405,200	473,100
	11	299,100	377,700	414,200	484,500
	12	310,900	387,200	422,800	495,600
	13	318,700	395,800	431,100	506,800
	14	325,600	404,100	438,700	517,900
	15	332,200	411,700	446,100	528,200
	16	338,700	419,100	453,200	537,400
	17	345,100	426,200	459,300	546,400
	18	350,900	433,200	464,900	555,300
	19	356,600	439,000	470,400	564,200
	20	362,200	443,900	475,800	572,400
	21	367,600	448,300	481,100	578,700
	22	373,100	451,400	486,300	583,600
	23	377,700	454,500	491,400	588,200
	24	381,600	457,300	495,400	
	25	384,500	460,400	498,700	
	26	387,200	463,400	502,000	
	27	390,100	466,500		
	28	392,800	469,500		
	29	395,600			
	30	398,200			
	31	401,000			
	32	403,700			
	33	406,600			
	34	409,400			
	特 1				820,000
	特 2				841,000
	特 3				864,000
再任用職員		287,200	303,200	335,300	416,400

備考(1) この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の 4 級の号俸のうち特 1 号俸から特 3 号俸までの号俸は、札幌医科大学の学長に適用する。

別表第 4 (第 4 条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	254,300	295,700	339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
	32	305,700				
再任用職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000
	4	260,100	343,500	395,600	460,700
	5	276,000	359,800	408,000	472,000
	6	291,800	376,200	420,800	483,300
	7	306,700	392,800	433,200	493,900
	8	322,100	405,200	445,200	504,300
	9	336,700	416,600	456,600	514,300
再任	10	349,600	427,100	467,400	523,900

用職 員以 外の 職員	11	362,200	436,600	478,200	533,600
	12	374,600	445,700	488,400	542,500
	13	383,700	454,600	498,100	551,000
	14	392,500	463,200	507,800	559,600
	15	399,700	471,900	516,100	567,900
	16	404,300	480,400	524,500	576,300
	17	408,800	486,300	532,900	584,000
	18	411,300	491,200	539,500	590,500
	19		495,300	545,900	595,700
	20		498,600	550,600	600,300
再任 用職員	21		502,100	555,200	
	22		505,600	559,800	
	23		509,000	563,800	
	24		512,400	567,900	
		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、診療所、保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500

	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700		
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100		
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500		
	24		294,800	353,300	376,900	424,900		
	25		296,600	355,600	379,200			
	26		298,300	357,600	381,700			
	27		300,200	359,700	384,300			
	28		301,900	361,800				
	29			364,000				
	30			366,200				
再任用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

備考 この表は、病院、保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
	25	283,100	335,800	377,400	397,700	428,900		
	26	287,200	339,700	380,700	400,900			
	27	290,700	343,000	383,700	403,800			
	28	293,800	345,900	386,500	406,200			
	29	296,200	348,600	389,300				

	30	298,300	350,700	392,000				
	31	300,100	352,700	394,300				
	32	302,000	354,600					
	33	303,900	356,500					
	34	305,800	358,600					
	35	307,700	360,700					
	36	309,600	362,900					
	37	311,400	365,200					
	38	313,500	367,400					
	39	315,400						
	40	317,400						
	41	319,200						
再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院、診療所、保健福祉事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる給

料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会規則で定める。

(1) 北海道職員の給与に関する条例（附則第5項第1号を除き、以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定による給料月額

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額
（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例（北海道職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第50号）を含む。）若しくは北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第30号）附則第2項若しくは第3項、第2条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第19条第2項（同条第3項、第2条の規定による改正後の任期付研究員条例第6条第2項又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第21条第1項から第3項まで、

第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員（北海道職員の給与に関する条例（以下この号において「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（道職員給与条例第11条の2第2項、学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（道職員給与条例第12条の3、警察職員給与条例第14条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）、管理職手当及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例

第61号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあつては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

(2) 職員に対し平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(人事委員会規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第121号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「1万3,500円」を「1万3,000円」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の学校	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	120,200	170,200	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	3	123,900	176,800	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	4	127,700	183,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	5	131,500	189,600	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	6	134,000	194,900	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	7	138,400	200,000	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	8	142,800	205,100	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	9	148,000	210,000	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	10	153,800	214,400	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	11	159,700	218,800	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	12	166,000	223,000	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	13	170,600	227,300	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	14	174,000	230,500	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	15	177,000	233,400	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	16	179,700	236,500	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	17	182,200	239,400	327,400	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	18	184,200	242,300	287,900	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
				287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		

職員	19	186,200	244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	20	187,800		293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	23			299,100	351,900	372,700	411,900	429,200				
	24			301,100	354,100	375,300	415,300	432,700				
	25			303,000	356,500	377,800		436,200				
	26			304,800	358,700	380,400		439,700				
	27			306,700	361,000							
	28			308,700	363,200							
	29			310,600								
	30			312,500								
	31			314,400								
	32			316,200								
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。ただし、第22条及び附則第２項に規定する学校職員を除く。

別表第２（第５条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の学校職員		円	円	円	円
	1	—	—	310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
	9	200,300	253,600	395,900	476,600
	10	207,000	265,900	404,700	485,500
	11	214,100	278,500	413,500	495,400
	12	221,400	291,500	422,100	504,400
	13	229,600	305,100	430,200	512,800
	14	237,300	318,400	437,900	520,100
	15	245,200	331,000	445,300	524,500
	16	253,100	340,900	452,700	
	17	260,800	350,700	460,600	
	18	268,500	360,700	468,600	
	19	276,100	370,100	476,500	
	20	282,900	379,400	484,300	
	21	289,500	388,200	492,100	
	22	295,500	396,100	498,900	
	23	301,500	403,100	502,900	
	24	307,400	410,300		
	25	313,100	417,000		
	26	318,900	423,300		
	27	324,300	428,700		

	28	329,700	433,900		
	29	334,700	438,700		
	30	338,400	442,900		
	31	341,300	447,200		
	32	344,100	451,400		
	33	346,900	454,200		
	34	348,900	457,000		
	35	350,900	459,800		
	36	352,700	462,600		
	37	354,400	465,400		
	38	356,100	468,200		
	39	358,300			
	40	360,300			
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が３級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 8,200円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年12月１日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた学校職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で

定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（学校職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例（北海道学校職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第51号）を含む。）又は北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第31号）附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、この条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第21条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める学校職員にあっては、第1号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員（北海道学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給

与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）、道職員給与条例第11条の2第2項及び警察職員給与条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（道職員給与条例第12条の3、警察職員給与条例第14条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）、管理職手当及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

- (2) 職員に対し平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替え等）

- 6 学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替えその他の経過措置については、道職員給与条例別表第5の医療職給料表の適用を受ける職員に係る北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年北海道条例

第 120 号) による給料の切替えその他の経過措置の例による。
(人事委員会規則への委任)
7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年11月30日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第122号
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外	1	円	円	円	円
	2	147,000	162,400	269,200	398,800
	3	153,100	170,700	282,700	407,400
	4	160,300	179,600	296,400	415,800
	5	168,200	190,500	310,100	424,200
	6	177,100	197,400	323,500	432,400
	7	187,100	204,300	336,700	440,100
	8	193,700	211,700	346,700	447,700
	9	200,200	219,600	356,800	454,900
	10	206,800	230,500	367,100	461,700
	11	213,500	242,000	375,700	468,400
	12	220,400	253,600	384,100	475,300
	13	227,700	265,900	392,100	482,400
	14	234,900	278,500	399,800	488,800
	15	241,900	291,500	407,300	494,000
	16	249,000	305,100	414,700	497,900
	17	255,500	318,400	421,900	
	18	261,800	331,000	428,600	
	19	268,300	340,900	435,200	
	20	274,100	350,700	441,700	
	21	279,400	360,500	447,400	
				452,800	

学校職員	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300		
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800		
	35		438,400		
	36		440,800		
	37		443,200		
	38		445,600		
	39		448,000		
	40		450,400		
	41		452,800		
再任用職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が 3 級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 8,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成17年12月 1 日から施行する。
2 この条例の施行に伴う学校職員の給料の切替えその他の経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第 121 号）附則第 2 項から第 7 項までの規定を準用する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年11月30日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第123号
北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。
第11条第 3 項中「 1 万3,500円」を「 1 万3,000円」に改める。
第22条の 4 第 2 項第 1 号中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第 2 号

中「100分の35」を「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給す

る場合においては100分の40」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号俸		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	230,300	266,200	285,500	305,100	326,000	356,300	390,700
	2	156,200	171,500	197,900	238,100	275,200	294,800	314,900	336,100	366,500	402,500
	3	162,800	178,700	205,900	246,800	284,300	304,200	324,800	346,100	376,500	414,400
	4	169,900	187,800	214,000	255,800	293,400	313,900	334,900	356,300	386,500	425,500
	5	176,800	197,700	221,300	264,900	302,600	323,800	344,900	366,500	396,500	435,900
	6	185,300	205,000	228,700	273,800	311,500	333,800	354,700	376,500	406,100	445,400
	7	195,000	212,400	235,900	282,800	320,200	343,700	364,500	386,300	415,800	454,900
	8	202,300	219,500	243,300	291,900	328,900	353,500	374,200	396,100	425,400	463,600
	9	209,600	226,200	251,400	301,000	337,600	363,100	383,800	405,600	434,900	472,500
	10	216,700	233,200	259,300	309,300	346,200	372,500	393,400	415,100	444,000	480,800
	11	223,400	240,900	267,300	317,600	354,100	381,900	402,900	424,600	452,500	489,300
	12	230,400	247,800	275,300	325,800	362,000	391,300	412,300	434,000	460,700	497,800
	13	237,800	255,600	283,200	334,000	369,700	400,600	421,700	442,700	469,000	506,400
	14	244,700	263,500	290,900	341,900	377,300	409,900	428,400	450,700	477,100	513,600
	15	252,500	271,300	298,600	348,800	384,900	418,500	434,800	458,000	485,100	517,800
再任用職員以外の職員	16	260,400	278,900	306,700	356,200	391,800	424,100	440,200	464,300	489,100	
	17	267,700	286,000	314,900	363,700	398,700	429,600	444,500	468,300	493,100	
	18	274,500	293,000	323,100	371,300	404,400	433,800	448,600	472,100	497,000	
	19	280,700	299,800	331,000	378,800	409,800	437,300	452,100	476,100		
	20	287,200	306,400	337,900	385,900	413,400	440,500	455,500	479,800		
	21	293,600	313,100	345,300	392,800	416,400	443,900	458,800	483,400		
	22	299,600	319,500	353,000	398,400	419,400	447,200	462,300			
	23	305,900	325,700	360,600	404,200	422,400	450,500				
	24	311,800	332,100	368,100	407,700	425,600	453,900				
	25	317,400	338,400	375,100	410,700	428,300	457,300				
	26	323,200	344,800	381,900	413,600	431,300	460,700				
	27	328,800	350,800	387,800	416,600						
	28	333,700	356,200	393,600	419,800						
	29	337,200	360,800	397,100	422,600						
	30	340,800	365,200	400,000	425,400						
	31	344,600	369,700	402,900							
	32	348,400	372,200	405,800							
	33	350,700	374,800	409,000							
	34		377,300	411,800							
	35		379,900	414,500							
	36		382,400								
再任用職員		242,100	252,300	261,400	275,600	303,800	323,700	340,300	361,000	387,600	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	120,200	170,200	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	3	123,900	176,800	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	4	127,700	183,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	5	131,500	189,600	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	6	134,000	194,900	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	7	138,400	200,000	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	8	142,800	205,100	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
	9	148,000	210,000	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
	10	153,800	214,400	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
	11	159,700	218,800	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
	12	166,000	223,000	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
	13	170,600	227,300	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
	14	174,000	230,500	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
	15	177,000	233,400	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
	16	179,700	236,500	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
	17	182,200	239,400	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
	18	184,200	242,300	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
	19	186,200	244,100	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
	20	187,800		291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
	21			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
	22			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
	23			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
	24			299,100	351,900	372,700	411,900	429,200				
	25			301,100	354,100	375,300	415,300	432,700				
	26			303,000	356,500	377,800		436,200				
	27			304,800	358,700	380,400		439,700				
	28			306,700	361,000							
	29			308,700	363,200							
	30			310,600								
	31			312,500								
	32			314,400								
	32			316,200								
再任 用職 員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	249,600	299,800	327,300
	2	136,400	213,700	258,300	313,200	338,500
	3	140,400	222,000	267,300	325,900	349,700
	4	145,400	230,500	277,300	336,900	360,800
	5	151,200	238,100	290,700	348,000	371,900
	6	160,900	245,700	304,000	359,000	382,700
	7	170,200	253,100	316,600	370,000	396,400
	8	179,600	260,000	325,000	380,800	410,000
	9	189,300	267,600	333,400	391,400	423,100
	10	199,500	274,800	341,700	402,000	432,300
再任 用職 員以 外の 職員	11	210,100	281,800	349,400	412,500	440,900
	12	216,400	287,800	356,900	420,800	449,200
	13	222,500	293,500	364,200	427,600	457,200
	14	227,000	299,200	371,000	434,300	463,600
	15	230,600	303,700	377,800	440,900	468,500
	16	234,300	308,200	384,100	445,200	472,500
	17	237,900	312,400	390,000	448,300	476,300
	18	241,700	315,400	392,900	451,600	480,000
	19	244,900	318,300	395,800	455,000	483,800
	20	248,100		398,300	458,300	487,400
	21	251,300		401,200	461,700	491,000
	22	254,400		403,900	465,100	494,600
	23	256,200		406,800	468,400	498,300
	24			409,600	471,700	
	25			412,500	475,200	
	26			415,600		
	27			418,500		
	28			421,400		
再任 用職 員		219,600	249,800	288,300	339,900	365,900

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第5条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	254,300	295,700	339,300
	2	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	3	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	4	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	5	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	6	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	7	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	8	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	9	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	10	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	11	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	12	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	13	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
再任 用職 員以 外の 職員	14	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
	15	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000
	16	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300
	17	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900
	18	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300
	19	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000
	20	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900
	21	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800
	22	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900
	23	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900
	24	282,400	355,100	433,500		
	25	287,100	357,900	436,800		
	26	290,900	360,700			
	27	294,500	363,500			
	28	297,400	366,300			
	29	299,800	369,000			
	30	301,700				
	31	303,800				
	32	305,700				
再任 用職 員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「12月期末手当」という。）の額は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第22条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期末手当の額（以下この項におい

て「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事委員会規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の2第2項、道職員給与条例第11条の2第2項及び学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（警察職員給与条例第14条の3、道職員給与条例第12条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）、管理職手当及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、8（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある者にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当

する数を減じた数）を乗じて得た額

(2) 職員に対し平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に
100分の0.37を乗じて得た額

（人事委員会規則への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な
事項は、人事委員会規則で定める。
